

監査告示第 6 号

平成29年 3 月23日

大分市監査委員 佐藤 日出美

大分市監査委員 古庄 研二

大分市長から平成26年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により次のとおり公表します。

平成26年度包括外部監査「上下水道事業に係る財務及び経営管理について」

平成28年度措置状況又は今後の措置方針

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
1	81	意見	水道事業の持続可能性について	<p>今後は施設、設備、管路等の老朽化、耐震化による更新のためのコストが多額に発生することが予想されることから、水道事業の持続可能性確保のためには、これまで以上に更新コストをある程度見込んだ運営が求められる。</p>	<p>水道事業の持続性確保に向けて、平成27年度に策定した「管路更新（耐震化）計画」及び「施設更新（耐震化）計画」並びに「中長期財政計画」を反映させ、アセットマネジメントの精度を高めた。</p>	措置済	水道局経営管理課
2	82	意見	水道局におけるガバナンスの問題について	<p>経営課題整理のための指標を用いた経営分析や戦略的な発想の不足が考えられ、これを改善するには、共通認識を持ったメンバーが集まり、経営戦略について徹底的に議論するなどガバナンスの構築が必要といえる。</p>	<p>経営指標等を用いた経営分析や水道事業基本計画の目標指標の進捗状況を踏まえ、平成27年度から総合的・客観的に水道事業の現状を分析した「経営診断書」を作成し、管理者を統括者とする「経営企画会議」において、戦略的な視点で今後の事業運営の方針決定を行うこととした。</p>	措置済	水道局経営管理課
3	99	意見	職員数について	<p>現在水道局が行っている直営の業務のなかで、可能なものは委託方式へ転換することで、組織のスリム化を検討していく必要がある。</p>	<p>委託方式への転換は、すでに横尾浄水場及びえのくま浄水場の運転管理業務委託で実施し、平成27年4月からは水道料金関連に係る総合業務委託で実施したところである。また、平成29年2月から新たに古国府浄水場の運転管理業務についても委託を実施した。今後も、経営の効率化を実現するため、業務委託への転換の可能性について検討していく。</p>	措置済	水道局総務課
4	104	意見	滞納整理手当の発生について	<p>料金センターで行われている収納業務を直営から外部委託に転換することにより、滞納整理手当の発生を抑制することが十分可能であることから、早期に業務の転換を行うことを検討されたい。</p>	<p>平成27年4月から料金関連に係る総合業務委託（料金の収納業務を含む）を実施したことにより、滞納整理手当の発生は抑制された。</p>	措置済	水道局総務課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
5	105	意見	資本勘定と損益勘定の配賦計算方法の文書化	人件費は、損益勘定と資本勘定とに配賦される。損益勘定の人件費は当年度の費用に計上される。資本勘定の人件費は、固定資産の取得価額に含められ耐用年数にわたり減価償却を通じて費用化される。どの職員を資本勘定職員にするか損益勘定職員にするかといった基準が明文化されていないため、配賦計算に恣意性が介入する余地がある。そのため資産配賦職員設定に係るガイドラインを整備する必要がある。	損益勘定と資本勘定に支弁する職員の配賦に恣意性が介入しないよう、支弁基準を整備し、平成28年度当初予算に反映のうえ、執行したところである。	措置済	水道局総務課
6	106	意見	人件費按分の妥当性について	現在の原価計算は官庁会計的な予算制度の影響を受け、適正な原価計算という観点からは限界があることから、現行の予算制度には従いつつも、民間企業の原価計算方法を参考にすることで、実際の作業・労働の実態に沿った原価計算を管理会計として行うことで経営上も有効な判断材料を作成することが望ましい。	他都市や民間企業の手法を調査・研究した結果、年度当初に損益勘定又は資本勘定の各予算費目に配置された職員が、年度途中で業務内容の変更により、損益・資本勘定をまたいで予算費目を変更することについては、その予算配置を決定する部署が年度内全期間において組織内全職員の業務内容を随時把握することが困難で実施していない結果であったことから、本市においても同様の理由により異動を伴わない年度途中の支弁の変更は行わないこととした。	措置済	水道局総務課
7	109	意見	職員の実在性について	月次においても、組織図や人員配置表の人数とマスタ登録人数との突合を行うなどの統制行為を強化するなどして、架空のマスタ設定が4月のみならず期中において行われていないことをより入念にチェックできるような体制があると望ましい。	平成27年度から、従来行っていた年度当初の職員配置の確認作業に加え、月次の給与支払の支出負担行為に添付される明細書等について、金額や各費目に記載される配置人数について前後の月と変動がないかを複数人で確認することにより、より入念なチェック体制をとるようになった。	措置済	水道局総務課
8	113	指摘事項	時間外命令簿の記載について	現在、時間外命令簿については、各課で承認の後保管されているが、さらに給与担当である職員担当班が定期的にチェックするような内部統制を整備・運用することが望ましい。	各課の時間外勤務については、特定の部署や個人に業務が集中していないかのチェックはもちろんのこと、平成27年度から、各所属で保管されている時間外命令簿の内容について、水道局総務課職員担当班が定期的にチェックをすることとしている。	措置済	水道局総務課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
9	113	意見	配当時間の適切性 について	<p>翌期に組織・機構の見直し、業務委託を行うことが明らかな場合は、それに合わせた形で時間外勤務時間数の目標値を設定することが、効果効率的な経営管理のために望ましい。</p> <p>時間外勤務命令簿については、時間外勤務の正当性や真実性を確かめるための取り扱いのルールを整備・運用することが望まれる。</p>	<p>平成27年度から時間外勤務時間数の目標値については、業務量や職員数の増減を加味した必要時間数を算出し、この目標値を基に各課へ配当通知を出すようにしている。なお、時間外勤務命令簿については、命令後に突発的な業務が追加される等当初の命令簿に追加記入することが考えられるため、この場合は、追加記入した箇所に所属長の認印を押すことで、時間外勤務の正当性や真実性についての確認を行うこととしている。</p>	措置済	水道局総務課
10	117	指摘事項	退職給付引当金の 引当不足について	<p>大分市水道局会計規程第83条では、退職給付引当金の計上は、当該事業年度の末日において全企業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法である簡便法によるものとされている。</p> <p>しかし、市長部局採用の在職者分は、翌々年度以降の退職予定者の水道局の在職期間に係る負担分が要支給額に含まれていないことから、翌々年度以降の退職予定者についても含められるように大分市水道局退職給付引当金取扱要領を改訂するべきである。</p>	<p>市長部局採用職員の過去の局在籍期間に応じた退職手当の負担金については、翌々年度以降定年退職予定者についてもあらかじめ合理的な見積額により引当ができるよう、平成27年度中に大分市水道局退職給付引当金取扱要領を改正し、平成28年度当初予算においてこれにより算出される引当不足額を予算措置した。</p>	措置済	水道局総務課
11	123	意見	水道料金体系の検 討について	<p>将来的な水道需要の増加が見込めなくなってきた状況を考慮すると、大口需要者ほど不利になる現行の逦増従量料金制を見直す時期にきている。</p> <p>しかし、急激な料金体系の変更は市民の理解が得られるとは思えないことから、まずは、逦増従量料金制を維持しつつも基本水量の見直しや逦増率の見直しを行い、使用者間での負担割合を可能な限り平準化していくことから進めていく必要がある。</p>	<p>水道料金の設定基礎となる今後4年間の総括原価計算を行うとともに、基本水量・基本料金をはじめ従量料金部分の逦増度のシミュレーションを行い、平成28年12月議会で水道料金体系を見直し、平成29年4月から実施することとした。</p>	措置済	水道局経営管理課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
12	128	意見	水道料金の試算の 必要性について	<p>水道事業を取り巻く社会環境の変化により将来的な水道需要の増加が見込めず、さらに大分市の場合は水道料金も据え置かれている中で、資産維持費は確実に増加している状況にある。当面は収支が均衡しているということで水道料金の試算は行われていないが、大分市としては、実際に水道料金の改定を行うかどうかには拘らず水道料金算定要領に従い少なくとも3年ないし5年の間隔で水道料金の試算を行うべきと考える。なお、その際には更新コストをある程度は見込まざるを得ないとする。</p>	<p>水道料金の設定基礎となる今後4年間の総括原価計算を行うとともに、基本水量・基本料金をはじめ従量料金部分の通増度のシミュレーションを行った。今後も引き続き、長期的な需要予測を反映させた水道料金の試算を行うこととした。</p>	措置済	水道局経営管理課
13	130	意見	収納率を向上させる ための施策の検討 について	<p>収納率は他の自治体と比較しても遜色はないが、将来的に調定額自体が減少していくことを考慮すれば、今後も継続的に利用者の利便性を高めていくことにより、収納率の向上につなげる施策を実施していくことが必要と考える。具体的には、大分市水道事業基本計画の中にもあるクレジットカードやインターネットによる決済、納期限内で口座から引き落とされた場合に支払額から一定金額を割り引く口座割引制度等について導入を検討する必要がある。</p>	<p>クレジットカードやインターネットによる決済、口座割引制度等について検討を行ったが、導入に伴い手数料や割引額といったコストが生じる一方、水道料金の納付形態の状況は、口座振替やコンビニ収納による納付割合が98.4%となっており、収益の増加が期待できないことから、導入は行わないこととした。今後とも、収納率の維持・向上を図っていく。</p>	措置済	水道局営業課
14	131	意見	貸倒実績率に基づ く一般貸倒引当金 計上の検討	<p>不納欠損額は引当金の要件を満たしていることから、新しい地方公営企業会計基準に従えば、予想される不納欠損額に対して貸倒実績率に基づき、貸倒引当金を計上する必要がある。</p>	<p>平成26年度から、過去3年間の貸倒実績率に基づき予算計上を行っている。</p>	措置済	水道局営業課 水道局経営管理課

番号	報告書ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
15	132	意見	債権の消滅の考慮・実質的な回収可能性の判断について	5年を経過した債権につきシステム上で抽出し一律で不納欠損処理を行っているが、財務的な健全性の観点から言えば5年の経過を待つことなく、債権の消滅が明らかになった時点あるいは実質的に回収可能性がないと判断された時点で不納欠損処理を行うことが望ましいと考える。また、不納欠損処理ができないにしても所在不明や死亡、破産・自己破産等となった債務者の債権については、個別の債権ごとに回収可能性を判断し貸倒引当金を計上することが会計上は必要である。	個別に回収の可能性がないと判断できるものについては5年を待たずに不納欠損処理を行うこととする。なお、現行は下水道使用料を含めてシステム管理しており、これを区分するための改修や構築を必要とすることから、平成29年度からシステム改修に取り組むこととする。 また、平成26年度より回収期間終了後の債権については、回収が不可能と判断される債権として会計上の不納欠損処理を行うこととした。同様に、貸倒引当金を計上し会計上の処理を行うこととした。	措置済	水道局営業課
16	133	意見	水道料金と下水道使用料の不納欠損を同一期間で行うことの問題について	時効期間が2年と最高裁判決で判断が示されている水道料債権について、地方自治法上の債権であり時効期間5年の期間満了で債権が消滅してしまう下水道使用料に係る債権と合わせて時効期間を5年とみなして不納欠損処理することには疑問が残る。	現行は、下水道使用料を含めてシステム管理していることから、便宜的に下水道使用料と同時に不納欠損処理を行っている。これを区分して行うためには、システムの改修や新たなシステムの構築などが必要となることから、平成29年度からシステム改修に取り組むこととする。	措置済	水道局営業課
17	134	指摘事項	調定更正手続について	水道料金の減額調定を行う際の「使用水量の認定に関する要綱」に基づいた認定手続については、正しい手順に基づき厳格に運用されるべきである。	使用水量の認定に関し、一部申請書の記載不備を見逃していたことから申請受付時の確認を徹底することにした。	措置済	水道局営業課
18	136	意見	未使用領収書の管理について	未使用の領収書綴は、受払簿を作成し定期的に残高の確認を行いその記録を残しておくことが望ましい。	平成27年1月より、未使用の領収書を現行の受払簿に記載することで、払い出した領収書と未使用の領収書の残高の両方が管理できるようにした。	措置済	水道局経営管理課
19	136	指摘事項	個別貸倒引当金計上の検討について	回収に疑念がある債権については、実務上直ちに不納欠損処理ができないとしても、会計上は新地方公営企業会計基準に従い、財務の健全性という観点から、将来発生が見込まれる不納欠損に備えるため個別に回収不能額を見積り、貸倒引当金を計上すべきである。	新しい地方公営企業会計基準は、平成26年度予算・決算から適用されるため、可能なものは個別に回収不能額を見積るとともに、過去3年間の貸倒実績率に基づくものと合わせて、平成26年度に予算計上し、年度当初に積立てた。	措置済	水道局営業課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
20	140	意見	下水道使用料徴収に係る受託契約金額算定の妥当性について	毎月の徴収委託料の算出に関して、決算額から補正を行った場合は補正の妥当性を検証できるようにその根拠となる資料を保存しておくことが望ましい。	平成27年度から、毎月の徴収委託料の算出に関して、決算額から補正を行った場合は補正の妥当性を検証できるようにその根拠を明確に記載している。	措置済	水道局営業課
21	150	意見	入札制度の見直し	総務省では「予定価格や最低制限価格の事前公表に弊害が生じた場合は、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとする」と公表している。 大分市水道局の入札において目立った弊害は検出されていないが、入札制度は常に時代や状況に適合する方法に改善する必要がある、適宜見直しを進めていくことも重要と考えられる。	平成26年6月の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正を受けて、平成27年度より、すべての競争入札において参加者全員から積算内訳書の提出を求めることにより、適切な積算を行わずに入札を行った業者が受注するなどの弊害が生じないような対応を行ったところである。 今後とも、より透明性の高い公平・公正な入札契約制度となるよう、必要に応じて適宜見直しを進めていきたい。	措置済	水道局総務課
22	151	意見	マスタ単価の設定根拠の記入	予定価格算定上のマスタの算出根拠は、改定が行われている事を疎明するためにも記入する必要がある。	通常、マスタ単価の算出根拠は設計書に記載されているが、当該設計書においては、積算システムの調整中であったことから、記載されていなかった。その後の予定価格算定上のマスタの算出根拠については、設計書に記載されている。	措置済	水道局総務課
23	152	意見	マスタ単価設定の更新に係る内部統制	現在、契約監理室で行われる単価設定の更新については、入力者任せとなっており、入力者以外がチェックする内部統制が整備・運用されていない。単価マスタの変更は工事の予定金額に影響を及ぼす可能性があるため、入力者以外の担当者あるいは管理者によるチェックを行っていくことが望ましい。	平成27年2月から、マスタ単価の更新については、担当者以外の者がチェックする体制を整備した。	措置済	水道局総務課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
24	153	指摘事項	積算単価適用年月の選択	計画から契約までに時間を要するような工事については、計画当初と積算時の間に単価の改定が行われている場合があるため、積算時の適用単価が適正なものかどうかを所管課（班）は必ずチェックする必要がある。	設計金額が130万円を超える建設工事及び設計金額が50万円を超える建設コンサルタント業務等については、積算時に設計事前協議書を作成の上、所管課及び水道局総務課契約監理室において、適用単価をチェックしている。今回指摘のあった随意契約については、施行同時に所管課において複数の職員でチェックすることとした。	措置済	水道局総務課
25	153	意見	機器等の特殊材料の見積り	積算時の資材単価の見積り業者数については、「資材単価の見積りについて（通知）」において「見積り依頼は原則として3社以上とする」とされているが、見積り業者が見積りの提示ができなかったため、結果的に2者見積りとなっている材料購入があった。えのくま浄水場監視システム更新工事のような制御盤等の特殊機器は、メーカーによって価格の変動が大きいので、2者見積りのみで予定価格を決定する事は合理的とは言い難く、改善を検討する必要がある。	えのくま浄水場監視システム更新工事においては、3社から見積りをとっていたが、特殊機器で見積りの提示ができないものがあり、一部の機器で2社見積りとなった。 しかしながら、2社見積りのみで予定価格を決定する事は合理的とは言い難いことから、見積り業者が見積りを提示できない資機材があった場合についても、可能な限り他社からその見積りを取るよう努め、見積り業者を3社以上とするよう各課に通知し、周知徹底した。	措置済	水道局総務課
26	155	意見	変更理由書の運用状況	工事金額の変更等の際に作成される変更理由書について、工事変更の原因、合理性を適切に検討したかどうかの資料として、主任監督員及び総括監督員の意見を記載するように改善する必要がある。	「契約変更協議書」の決裁の際に記載漏れがないよう、所管課及び水道局総務課契約監理室で必ず確認することとした。	措置済	水道局総務課
27	155	意見	当初予算の見積りの合理性について	工事予算の中に予算と実績値が大きくかけ離れているため当初予算の見積りの合理性に疑問が残るものがあった。	実施計画策定時や当初予算要求段階において、各分野の専門職員が十分な計画を立て見積徴収を行い、予算要求見積額の合理性確保を図った。	措置済	水道局浄水課
28	157	意見	積算内訳書の保管	積算内訳書は事後的に入札の透明性を検証するために必要な書類であることから廃棄することなく、保管することが必要である。	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴い、平成27年度から、競争入札を行う全ての建設工事等において入札時に積算内訳書を求めることとしており、提出された積算内訳書については保管することとした。	措置済	水道局総務課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
29	158	意見	計画課における設計業務委託に係る入札について	設計業務等の入札においては、50万円超は指名競争入札、500万円超は一般競争入札が採用されているが、一般競争入札の落札率は72%であるのに対して、指名競争入札の落札率は94%か95%と高い値を示している。 指名と一般の入札結果に大きな開きが見られるのであれば一般競争入札の基準となる予定価格を500万円から引き下げる検討も必要と考えられる。	建設工事や設計業務委託等に係る一般競争入札については、競争性・透明性の向上を図るため、基準となる予定価格の引き下げなど適用範囲を拡大してきたところであり、今後も県や他の自治体の状況などを総合的に勘案しながら慎重に検討していきたい。	措置済	水道局総務課
30	160	意見	維持課における設計業務委託に係る入札について	維持課の入札においても計画課と同様に一般競争入札と指名競争入札の落札率に大きな開きが見られることから、計画課同様に一般競争入札の基準となる予定価格の引き下げ等の検討が必要と考えられる。	建設工事や設計業務委託等に係る一般競争入札については、競争性・透明性の向上を図るため、基準となる予定価格の引き下げなど適用範囲を拡大してきたところであり、今後も県や他の自治体の状況などを総合的に勘案しながら慎重に検討していきたい。	措置済	水道局総務課
31	161	意見	浄水課におけるえのくま浄水場監視制御システム更新工事に関する入札について	現場での人件費が中心である土木工事と工場での製作費が中心となる計装工事では工事内容が相違することから、画一的に最低制限基準価格を設定するのではなく、過去に採用されていた低入札調査制度を適用することも検討の余地がある。	水道局では、平成18年度より最低制限価格制度を試行し、ダンピング受注による工事の品質の低下や下請業者へのしわ寄せ等を生じさせないようにしている。 また、その算定は、入札価格をもとにした独自の算定方式としており、土木工事関係と建築工事関係の区分毎に定めた最低制限基準率を使用しているが、本年度中に見直しを行うこととする。新たな制度では、工場での製作物中心の工事を含めたすべての建設工事について、共通の算定方法とし、工事毎の設計金額を構成する諸経費に一定の率を乗じることから、それぞれの工事に適した最低制限価格を設定できると考えている。 なお、今後は、今回の制度改正による入札結果を従来と比較検証するなどして、経済性に配慮しながら、公共工事の品質を確保することができるよう引き続き入札契約制度の改善を図りたい。	措置済	水道局総務課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
32	162	意見	判田台第1ポンプ所外制御盤取替工事に関する入札について	入札業者6者の内、2者が最低制限基準価格、4者が最低制限基準価格未満の入札であった。製作物中心である電気・計装・機械工事に対して土木工事の最低制限基準率を用いることは望ましいとは言えないため、最低制限基準率の見直しの余地があると考えられる。	浄水場のプラント設備工事（電気・機械工事）については、水道施設であることから、土木工事の最低制限基準率を採用してきたところであるが、本年度中に見直しを行うこととする。新たな制度では、工場での製作物中心の工事を含めたすべての建設工事について、共通の算定方法とし、工事毎の設計金額を構成する諸経費に一定の率を乗じることから、それぞれの工事に適した最低制限価格を設定できると考えている。 なお、今後は、今回の制度改正による入札結果を従来と比較検証するなどして、経済性に配慮しながら、公共工事の品質を確保することができるよう引き続き入札契約制度の改善を図りたい。	措置済	水道局総務課
33	163	意見	営業課におけるメーター取替業務に係る随意契約について	1者に対して随意契約を結ぶのは本来望ましい行為ではなく、エリアを分けて競争入札を実施するという検討も必要と思われる。しかし、他に業務を遂行する業者が現れないと判断するのであれば、他都市で行われた競争入札の結果を参考にして単価の妥当性を追加的に検討することは最低限必要である。	エリアを分けて競争入札を実施することについて検討を行ったが、メーター取替業務については、水道工事事業者のほとんどが少人数の規模であり、期間や件数を限定した発注に対しての柔軟な対応は不可能であることから、現行の取扱いが適当と判断した。また、単価に関しては、平成26年度中に行った中核市に対する調査の結果、単価は妥当であると判断した。今後も単価の妥当性を調査していく。	措置済	水道局営業課
34	164	意見	水道メーター仕分業務委託に係る随意契約について	水道メーター仕分け業務は別建てして発注すべき業務であるのかという点には疑問があり、メーター取替業務に含まれている業務とも考えられる。他の自治体の運用状況も調査したうえで委託業務の必要性を見直すことも検討する必要がある。	水道メーター仕分け業務は、平成27年度からメーター取替業務に含めて発注することとした。	措置済	水道局営業課
35	165	意見	維持課における待機業務委託、外部修繕工事委託業務に係る随意契約について	1者に対して随意契約を結ぶのは本来望ましい行為ではなく、工区を分けて指名競争入札を実施する等の検討が必要である。	水道工事事業者のほとんどが少人数の規模であることから、水道局の指定する給水工事業者約100社が加盟する組合との委託契約が合理的であるとする。今後とも、適切な契約に努めるものとする。	措置済	水道局維持課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
36	165	意見	浄水課における随意契約について	特命随契は競争原理が働かず望ましいものではないため、入札で処理できるような仕組みづくりが必要と考える。例えば、工事の請負契約と保守メンテナンスの委託契約を分けるのではなく、両者を一体として入札にかけるとも有用だと思われる。イニシャルコストとランニングコストの双方を勘案したトータルコストに着目した発注形態を導入することも検討の余地がある。	既設の一部改修工事と水質計器等の保守点検業務委託を一体で行う入札は現行制度の中では困難である。しかしながら、浄水場の大規模建替え工事等においては、PFI等の方式を活用する等、新たな方策が活用されてきていることから、今後費用対効果を勘案し、効率的なものについて導入していく。	措置済	水道局浄水課
37	166	意見	古国府浄水場排水処理施設運転保守管理業務委託に係る随意契約について	機器メーカーの関連会社でなければ運転管理ができないという理由は、随意契約の正当な理由に該当しないと考えられることから、随意契約ではなく入札にて処理すべき案件と言える。	古国府浄水場排水処理施設運転保守管理業務委託は、運転管理を含めて、平成28年度に公募型プロポーザル方式により受注者を決定した。	措置済	水道局浄水課
38	166	意見	古国府浄水場高低圧電気設備点検業務委託に係る随意契約について	作業の熟練度や豊富な経験・検査実績等を有する技術者が多数必要という内容は、入札の募集内容にある程度の縛りをかければ補えるものであり、特命随契が妥当であるという根拠にはならない。他の自治体をみると、このような保守業務は入札で行われている例も多く見受けられることから、入札にて処理すべき案件と考えられる。	当該業務委託は、電気事業法に基づく法定点検業務を委託するものであり、経済産業省の報告書を参考に、単なる価格競争に陥り保安業務の質が低下して保安業務に支障を来さないよう、受注可能業者を精査し、随意契約を実施してきたところである。しかしながら、近年他都市において同様の業務について入札が行われた例も見受けられることから、業務品質を落とすことがないように、要求水準を保ち、平成29年度から一般競争入札に付することとする。	措置済	水道局浄水課
39	167	意見	維持課における明野高尾鉛製給水管布設替工事について	恣意的に工事金額の分割調整が行われ、一般競争入札、指名競争入札、随意契約を意図的に操作することを回避するためにも工事の分割基準を設定することが望ましい。	公正な手続きを行うため「公共工事における分離・分割発注の基本方針」を再度周知し、計画的な工事発注に努めた。	措置済	水道局維持課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
40	168	意見	古国府浄水場排水処理施設運転保守管理業務委託について	継続的な随意契約ではあるが、見積りの提出を4月1日に求め、委託先から4月1日に提出され、契約が4月1日に結ばれるのは合理的ではない。また、随意契約ではなく競争入札が望ましい案件でもあるので、入札価格の適正性の検証や契約が余裕を持って前年度に行えるような入札・契約方法を検討する必要がある。	古国府浄水場排水処理施設運転保守管理業務委託は、運転管理を含めて、平成28年度に公募型プロポーザル方式により受注者を決定した。	措置済	水道局浄水課
41	168	意見	営業課におけるメーター取替業務	メーター取替後の検査方法について、サンプル数やチェック項目等のルールを作成しておくことが必要である。	メーター取替後の検査方法について、平成27年度から、サンプル数の設定や、チェックリストを作成し明確化を図った。	措置済	水道局営業課
42	169	意見	委託業者の経営状態のモニタリング	委託金額の大きさからすると、当該業者の業績悪化等で工事が履行できない問題が生じると影響は大きい。事業報告や決算関係書類の提出を求め財務内容の健全性を検証することは必要である。	平成27年度から、外部修繕工事委託業務の委託事業者には、経営状態を示す財務諸表等の書類提出を求め、財務内容の健全性を確認することとした。	措置済	水道局維持課
43	169	指摘事項	維持課における待機業務委託及び外部修繕工事委託業務	水道局としては待機業務の状況や待機業者の稼働率等をモニタリングする必要がある。また、委託業務のモニタリングが行われていないため、過去に定められた仕様書の人員が、現在の環境に適合しているのか検証も行われていない。さらには、仕様書に待機場所や待機エリアの定めが記載されていない点も問題と考える。また、1者の随意契約を実施しなければならぬと判断されたのであれば、他の自治体での入札結果を参考にして価格の妥当性を検証する必要がある。	モニタリングの実施にあたり、平成27年度に他の中核市の待機業務の実施状況の調査及びモニタリング方法や様式等の検討を行い、平成28年度はモニタリングを2回実施した。平成29年度以降も引き続き年2回を目途にモニタリングを実施し、必要人員等の把握に努めたい。 また、待機場所や待機エリアについては、平成28年度から仕様書に記載することとした。さらに、価格の妥当性については、他都市の関連業務・類似案件を参考に検証を行い、妥当であると判断した。	措置済	水道局維持課
44	170	意見	保守点検業務の委託について	機器の購入時に計画した定期保全計画については、実施年度毎に見直すとともに、機器の予防保全や事後保全に関する計画も明確にし、定期的に委託業務の必要性を現場の観点から見直す必要がある。	機器の故障は安全な水道水の供給に支障を来すことから、メーカー推奨保守点検は必要不可欠である。経年劣化する機器の性能を維持できるよう、毎年度、適切な保守点検を計画、実施することとした。	措置済	水道局浄水課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
45	172	意見	浄水場に係る包括委託の効果の検討について	浄水場の包括委託は、現状においては導入する必要性は低いと思われるが、今後技術者の減少や経済的な影響を加味すると、その効果の検証は必要であり、長期的な視点で大分市の水道事業の在り方を検証して頂きたい。	安全な水道水を長期にわたり安定的に供給するためには、水道に関する技術、知識に精通する人材を確保し続ける必要がある。このことから、民間事業者が有する技術者を確保するため、平成28年度に、古国府、えのくま、横尾の3浄水場の運転管理業務の民間委託を完了した。	措置済	水道局浄水課
46	176	意見	固定資産台帳登録の重要性について	少なくとも今後工事する配水管については場所ごとの情報を固定資産台帳に登録して固定資産台帳と実態とを照合できるようにすべきである。	固定資産台帳は、固定資産に関する決算数値の管理が目的で、管路の撤去及び新設等の完成延長等の情報を登録しており、場所ごとの情報は登録していないことから、今後はシステム改修の検討も含め、固定資産台帳の精度を高めて行くこととした。	措置済	水道局経営管理課
47	177	指摘事項	長期滞留建設仮勘定について	20年近く便益を提供しないまま建設仮勘定に計上されたままのものがある。今後工事が進捗する見込みがないのであれば、貸借対照表の建設仮勘定から除却処理すべきである。	建設仮勘定に計上している当該事業のうち、平成5年から平成8年の滞留分については調査を行った結果、工事が進捗する見込みがないため建設仮勘定より平成26年度除却処理を行った。また、平成12年度の滞留分については平成26年度に改修工事が完了したため固定資産に振替、27年度より減価償却計算を行うこととした。	措置済	水道局経営管理課
48	178	意見	減価償却計算について	年度末に計上された固定資産はすでに年度内には便益を提供していることから、年度末の3月に取得したものであっても、月割計算を行って減価償却を計上すべきである。また大分市水道局会計規程第81条第1項を見直して、「取得して便益の提供を開始した年度から減価償却を行う」と改訂すべきである。	他都市においても、固定資産は地方公営企業法の取扱いに基づき、決算を迎えた上で直接工事費に人件費などの間接経費の配賦を行い、適正な価格を付し減価償却を行っている。本市もこの取扱いに基づき同様に翌年度からの減価償却を行っている。よって、会計規程を見直し月割計算を行っての減価償却は行わないこととした。	措置済	水道局経営管理課
49	179	意見	使用見込みの低いたな卸資産について	使用頻度が低くなったたな卸資産を売却処分すると損失が発生する危険性が高いことから、計画に沿った発注を行うことにより、在庫を多額に抱えて損失が発生することのないようにする必要がある。	たな卸資産は災害対応用資機材であるため、応急復旧・応急給水用資機材備蓄計画に基づいて備蓄しているものである。在庫を多額に抱えて損失が発生することのないよう、必要な資機材の備蓄量について検証しながら管理している。	措置済	水道局経営管理課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
50	183	指摘事項	横尾浄水場に係る資産の除却漏れ	すでに除却したにもかかわらず、財産目録に記載されている資産があった。大分市水道局会計規程第76条によれば、固定資産台帳を整備し、年1回以上固定資産の実態と照合し、その一致を確認しなければならないとされていることから、今後は固定資産台帳と実態に乖離が発生しないように、実態調査を確実に実施する必要がある。	当該資産の台帳上の除却漏れについては、平成26年度中には是正し、また平成27年度からは、固定資産台帳と実態との突合調査を実施した。今後も毎年度突合調査を行うこととした。	措置済	水道局浄水課
51	183	意見	水道水の異臭発生について	予期しないダムの放流があると浄水場側では対処できなくなるおそれがあるため、上流のダム管理者等とも連絡を密にしておき、計画的な取水と、活性炭の備蓄ができるような対策を整えておくべきではないかと思われる。	現在、河川管理者である大分県、ダム管理者である大分県企業局と連携し、ダム湖水の水質調査結果や、発電放流計画等についての情報共有を実施している。また、粉末活性炭を常時備蓄するとともに、必要な時に高品質活性炭を迅速に入手できる体制を平成27年度に整えた。	措置済	水道局浄水課
52	184	指摘事項	薬品の在庫管理について	期限切れの薬品については、適時に処分する必要がある。また、期限切迫品や期限切れ品を適切に把握する必要があるとともに、期限切れのものは良品庫と区別した棚で管理することが効率的である。 実地棚卸の結果、帳簿在庫と実在庫の差異の原因が記載された書類が作成されていなかったため、在庫差異の理由が合理的なものかどうか識別できなかった。 在庫に係るリスクとしては着服、盗難、紛失等が存在することから、浄水課は、在庫について、自己の管理責任を明らかにしておく必要がある。また、帳簿在庫と実在庫の差異がある薬品すべてについて、原因や顛末を記録として残し上席者の承認を得ておく必要がある。	平成26年度から、帳簿在庫と実在庫の差異については、原因及び是正措置内容を報告書としてまとめ、浄水課長の決裁を受けるよう是正した。また、平成27年度から薬品棚卸実施時に使用期限切れ薬品は不良品保管庫内に移設し、廃液等処分業務委託発注時に廃棄することとした。	措置済	水道局浄水課
53	186	意見	減損会計の適用について	減損会計を適用することによって、水道局の財政状態及び経営成績をより実態に近づけ、誤った経営判断を行わないようにするために有効であることから、減損会計を適用する必要がある。	遊休資産に係る減損会計の適用については、費用対効果を含め、平成27年6月に中核市等に調査を行った。その結果、基準を定めて、平成28年度から適用することとした。	措置済	水道局経営管理課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
54	187	意見	普通財産の有効活用について	水道局が所有する普通財産については、売却や賃貸などの方法によって有効活用を図るべきである。	ホームページ等の広報媒体に加え、新たにイベントやデジタルサイネージを利用した広報や売却用地に幟を立て、情報発信を行った。この結果、用地を2件売却した。	措置済	水道局経営管理課
55	197	意見	管路や施設の更新コストについて	水道事業における管路や施設の今後50年間の更新費用について試算したところ、その合計額を50年間で平均して負担したとしても、毎年約58億6千万円と多額に上ると考えられる。これだけの多額な更新コストが必要とされることから、その対応について長期的な計画に盛り込んで早めに準備する必要がある。	更新コスト平準化を図るため、平成27年度に策定した「管路更新（耐震化）計画」及び「施設更新（耐震化）計画」並びに「中長期財政計画」を反映させ、アセットマネジメントの精度向上に努めた。	措置済	水道局計画課 水道局経営管理課
56	201	意見	点検の運用状況について	効果的効率的な維持管理のためには、巡視点検に関して、職員の在職期間による経験や勘に頼らず、最低限どの職員でも行われるべきルールを整備し、運用される必要がある。ルールの見直しあるいは運用面の改善を行い、効果的かつ効率的な業務管理を行うよう努められたい。	安全な水道水の給水を継続していくように巡視点検頻度に関し最低限行われるべきルールを整備したところであり、今後も鋭意、巡視点検に努めて行く。また、維持管理マニュアルにより業務を行っているが、今後も必要に応じて随時改善を行うこととする。	措置済	水道局浄水課
57	203	意見	下水道部との組織統合について	水道事業及び下水道事業に係る組織の統合について他都市の多くが享受した、窓口一本化による市民や事業者へのサービス向上、人員・経費削減、共通する業務の一元化による事務の効率化といった統合メリットは、大分市においても十分に見込めるものと判断できることから、より積極的にかつ速やかにスピード感をもって実現する必要がある。	市民や事業者へのサービスの向上、事務の効率化といったメリットがあることから、下水道部が所管する一般会計に属する業務を市長部局へ移管したうえで、平成30年4月を目途に上下水道事業の組織を統合するという方針決定を行った。	措置済	水道局経営管理課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
58	222	意見	下水道事業の持続可能性について	<p>市街化区域については公共下水道を整備する予定であるが、今後は、引続き公共下水道事業で整備する区域と浄化槽等で整備する区域について、経済性を基に必要なに応じて確認をしつつ、効果的な事業推進を図る必要がある。</p> <p>また、将来的には更新のためのコストが多額に発生することが予想されることから、下水道事業の持続可能性確保のためには、留保資金の一部を積み立てておく等これまで以上に更新コストをある程度見込んだ運営が求められる。</p>	<p>公共下水道の整備については、平成28年2月に策定した大分市汚水処理施設整備構想において、経済比較を基本に、現在の公共下水道の全体計画区域が妥当であることを確認した。</p> <p>また、増大が見込まれる施設の改築更新費、維持管理費、耐震・耐津波対策費等についても、次期中期経営計画を策定する中で、適切に対応していく。</p>	措置済	下水道経営企画課
59	236	意見	職員の適正配置に関する取組について	<p>今後は、積極的な民間委託やICT化の推進に取り組むなど、人員配置と業務の効率化を具体的に進めていく必要がある。</p>	<p>民間委託については、平成30年度の水道局との組織統合時に、下水道使用料及び受益者負担金、接続促進に関する業務について検討を行うこととした。</p> <p>また、ICT化の推進に取り組み、業務の効率化を図る中で、職員の適正な人員配置に努めることとした。</p>	措置済	下水道経営企画課 下水道営業課 下水道建設課 下水道施設課
60	239	指摘事項	時間外命令簿の記載について	<p>現在、時間外命令簿については、各課で承認の後に保管されており、総務担当班が定期的にチェックするような内部統制は整備・運用されていない。水道局と同様、時間外命令簿の取扱いルールを整備・運用することが必要と考えられる。</p>	<p>各課の時間外勤務については、特定の班や個人に業務が集中していないかのチェックはもちろんのこと、平成27年度から、時間外命令簿の処理内容について、各所属長が最終チェックを行っている。</p>	措置済	下水道経営企画課 下水道営業課 下水道建設課 下水道施設課
61	239	意見	時間外勤務縮減計画のフォローについて	<p>予算に直結する時間外勤務時間数の達成の成否を確かめるのみならず、その原因となる取組・行動についても適切にフォローを実施して改善していくことにより、一層の業務の効率化、ひいては時間外勤務時間数の縮減につながるよう改善されたい。</p>	<p>4半期の配当を行う際に、各課所属長から時間外縮減計画書の縮減目標を達成するための取組状況について部長によるヒアリングを実施し、業務の効率化につなげることとした。</p>	措置済	下水道経営企画課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
62	240	意見	当初計画配当時間の設定について	<p>時間外勤務時間数を計画するにあたっては、過去の実績時間以外にも考慮すべき事項、例えば当該年度の事業の内容、量などを適切に把握する必要がある。</p> <p>過去3年度にわたり当初計画配当時間と実績時間に大きな差が生じているため、課内の業務量を適切に把握した上で、より現実的な当初計画配当時間を設定して、業務管理・時間管理の水準を高めることが必要である。</p>	平成27年度から、前年度実績を基本ベースに、業務量の増減を把握したうえで、適正な当初計画配当時間を設定した。	措置済	下水道営業課
63	241	意見	賞与引当金の算定方法について	<p>平成26年6月賞与については、引当金繰入額と実績ベース額の差は1,270千円であり、結果的に5%程度の引当不足となっていた。</p> <p>前期の支給実績額のみに基づき引当金計算を行うと、職員の増減が生じた場合等には、引当金と支給実績額が大きくかい離する可能性がある。</p>	平成27年度予算より、事業年度末に在籍する職員の支給見込額に基づいた賞与引当金を計上している。	措置済	下水道経営企画課
64	243	意見	退職給付引当金について	<p>現在は退職手当が一般会計により負担されていることから退職給付引当金を計上していない。一般会計からの負担がなくなり、退職給付引当金を繰入れるときには、損益への金額的影響が大きいが予想される。</p> <p>そのため、現在においても一般会計からの負担を考慮しない場合に、退職給付引当金の要引当額を概算でも把握しておくことが望ましい。</p>	水道局では一般会計で退職手当を支出する場合、在籍年数に応じた額を負担しており、同様の方法により平成26年度決算から要引当額を把握している。	措置済	下水道経営企画課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
65	252	指摘事項	接続促進を効率的に進めるためのシステムの支援について	<p>平成23年度に「公共ます接続依頼訪問支援システム」を構築したが、現在に至るまで十分に活用されていない。データの入力工程を明確に定め、たうえで計画的に入力作業を進めていくと同時に、システム開発業者との改良の打ち合わせを再開し、より有効な活用を目指すべきであるとする。</p> <p>また、このようなシステム開発の依頼は、本来ならばシステムを使用するユーザー部門である営業課の担当者が行うのではなく、システム担当部署あるいは担当者がシステム開発業者との窓口となって行うべきである。</p>	<p>システム開発業者と協議し、入力項目の見直しを行い、より有効活用できるようシステムの改修を行った。これを受け、計画的に日々の訪問データの入力作業を行っている。</p> <p>また、今後システムのカスタマイズが必要な際には、下水道部情報システム調整プロジェクトチームの担当者がシステム開発業者と協議を行うこととした。</p>	措置済	下水道営業課
66	254	意見	徴収漏れ等を発見するための日常的なモニタリングについて	<p>公共下水道への接続状況に関する全市一斉調査もある程度の期間をおいて定期的に行う必要があるが、今後は同業種間の比較や申告先に限って調査する等、比較的手間のかからないやり方で徴収漏れを把握する方法がないかを検討することも必要となると考えられる。</p>	<p>水道局委託分の大口利用者について、平成27年7月から使用水量の増減をモニタリングし、水道水から地下水への転換に伴う下水道使用料の徴収漏れ対策等を図ることとした。</p> <p>今後も全市一斉調査の継続と合わせて、効率的に徴収漏れを把握する方法についての検討を続ける。</p>	措置済	下水道営業課
67	256	意見	過去の徴収漏れに関する収束作業と再発防止策について	<p>過去の徴収漏れに関する収束作業については、請求の状況表における請求残の40件について、早期に請求を行い回収する必要がある。また、再発防止策に関しては、一定の評価は得られるが、今後も継続的に再発防止策の運用が継続して適切に行われるのか、モニタリングする必要があるとともに、これらの対策で網羅的に再発防止が図られているのか、業務処理のプロセスにおいて徴収漏れが発生するリスクを詳細に分析して検討する必要がある。</p>	<p>未請求者に対し請求を行い、現在は未収金の早期回収に努めている。</p> <p>再発防止策に関しては、平成27年度に実施した一斉調査では、徴収漏れの事例はなく、再発防止の取り組みは一定の成果が出ているものと判断している。今後も、徴収漏れが発生するリスクを詳細に分析して検討する中でマニュアルを定期的に見直し、徴収漏れ防止に努めていく。</p>	措置済	下水道営業課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
68	259	意見	下水道使用料が口座から引き落とされていなかった件について	使用料のみならず受益者負担金等他の収納業務についても作業手順を洗い出し、担当者任せになっている業務がないか再点検されることを望みたい。	平成27年度から、当該業務については、事務処理過程において複数人によるチェックを導入するとともに、入力ミスを防ぐためのシステム改修を行った。また、使用料を含む他業務についても事務処理の流れを検証し、決裁時の添付資料を見直すなど職員間の相互チェック機能を強化するための改善を行った。	措置済	下水道営業課
69	259	意見	将来の下水道使用料の改定のために必要となる修繕引当金の計上について	現行の会計処理を前提として少なくとも大規模修繕費の見込額については修繕引当金として貸借対照表に反映させる必要があると考える。	総務省が示している「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」の中で、修繕引当金を「毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上される引当金」、特別修繕引当金を「数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上される引当金」としているが、今後、大規模修繕費が見込まれる場合は、引当金として貸借対照表に反映させることとする。	措置済	下水道経営企画課
70	261	意見	貸倒実績率に基づく一般貸倒引当金計上の検討	毎年の決算で発生する不納欠損額は調定額に対して一定割合で発生することが予測可能であり、その金額も過去の割合から見積ることができる。不納欠損額は引当金の要件を満たしていることから、新しい地方公営企業会計基準に従えば、予想される不納欠損額に対して貸倒引当金を計上する必要があると考える。	平成26年度から新しい地方公営企業会計基準に従って貸倒引当金を計上している。また、算定方法を、事業年度末における貸倒実績率に基づき引当金計算を行うこととし、平成27年度以降の当初予算編成に反映させている。	措置済	下水道経営企画課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
71	263	意見	下水道使用料の滞納処分の実施範囲について	<p>下水道部としては水道局に委託している徴収分についても水道局へシステムの仕様変更を依頼し市長名で督促状が作成できるようにしたうえで、滞納処分ができる体制を整えるべきであると考えます。</p> <p>また、現在は運用上滞納処分の対象となる財産を比較的調査し易く、換価もし易い預貯金のみに限定している。しかし、預貯金がない債務者もいるため給与や不動産等の他の財産についても処分対象とすべきかどうか検討する必要があると考えられる。</p>	<p>システムの変更については、納入通知書、督促状の様式変更やシステム改修に多額の経費を要することから、水道局において滞納整理を強化することを依頼した。なお、平成30年度に水道局と統合し、上下水道事業管理者名で納入通知書と督促状を出すため、滞納処分が可能となる。</p> <p>また、滞納対策実施要領を平成27年12月に改正し、滞納処分を行う財産の対象範囲を拡大して、給与等の差押を実施することとした。</p>	措置済	下水道営業課
72	264	意見	債権の消滅の考慮・実質的な回収可能性の判断について	<p>水道局に委託している分については、水道局のシステムを使って発生年度から5年を経過した債権を自動抽出し不納欠損処理を行っているが、財務的な健全性の観点から言えば5年の経過を待つことなく、債権の消滅が明らかになった時点あるいは実質的に回収可能性がないと判断された時点で不納欠損処理を行うことが望ましい。</p>	<p>平成27年10月から、債権の消滅が明らかになった時点あるいは実質的に回収可能性がないと判断された時点で、下水道使用料の滞納処分を執行停止し、不納欠損処理することとした。</p>	措置済	下水道営業課
73	271	意見	予定価格の事前公表	<p>総務省では「予定価格や最低制限価格の事前公表に弊害が生じた場合は、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとする」と公表している。</p> <p>大分市の入札において目立った弊害は検出されていないが、入札制度は常に時代や状況に適合する方法に改善する必要があり、適宜見直しを進めていくことも重要と考えられる。</p>	<p>平成26年6月の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正を受けて、平成27年度から、すべての競争入札において参加者全員に積算内訳書の提出を求めることにより、適切な積算を行わずに入札を行った業者が受注するなどの弊害が生じないように対応を行ったところである。</p> <p>今後とも、より透明性の高い公平・公正な入札契約制度となるよう、必要に応じて適宜見直しを進めていきたい。</p>	措置済	契約監理課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
74	272	意見	大分市公共下水道 松岡水資源再生セ ンター中央監視設 備改築工事	<p>メーカーが提示した見積金額に大きな乖離が見られることから見積りのみを用いて予定価格としてしまうと、全ての見積り業者が高い見積りを提示した場合は、それだけで予定価格が高くなってしまい適正な価格から乖離してしまう危険性がある。</p> <p>見積りの最安値という判断だけでなく過去の入札結果等を踏まえて、見積りの妥当性を検証できるような仕組みが別途必要と言える。</p>	<p>見積りを徴収した際の見積内容及び金額についてのヒアリングに加え、平成27年度から、過去の類似工事の設計書や工事台帳を確認することにより、当該工事設計の妥当性を検証することとした。</p>	措置済	下水道施設課
75	275	意見	水資源再生セン ター中央監視設備 改築工事について	<p>水道局と下水道部で監視システムの工事に対して共通の最低制限基準価格率が使われていないため、一定の基準を定めるべきである。さらに本質的な問題は計装・電気・機械工事等の工場での製作物中心の工事に関する最低制限基準価格率の設定がない点である。また、入札結果をみみると、最低制限価格未満での競争も十分可能のように思われる。</p> <p>最低制限基準価格率の見直しや一定の工事に関しては最低制限価格制度を適用しないことは大分市にとって有益な入札になると思われる。また、低入札価格調査制度は大分市で採用されていないが、一定規模の工事に対しては、最低制限価格制度ではなく前述した低入札価格調査制度を使用することに関しても検討の余地があると思われる。</p>	<p>本市では、平成18年度より最低制限価格制度を試行し、ダンピング受注による工事の品質の低下や下請業者へのしわ寄せ等を生じさせないようにしている。</p> <p>また、その算定は、入札価格をもとにした独自の算定方式としており、土木工事関係と建築工事関係の区分毎に定めた最低制限基準率を使用しているが、本年度中に見直しを行うこととする。新たな制度では、工場での製作物中心の工事を含めたすべての建設工事について、共通の算定方法とし、工事毎の設計金額を構成する諸経費に一定の率を乗じることから、それぞれの工事に適した最低制限価格を設定できると考えている。</p> <p>なお、今後は、今回の制度改正による入札結果を従来と比較検証するなどして、経済性に配慮しながら、公共工事の品質を確保することができるよう引き続き入札契約制度の改善を図りたい。</p>	措置済	契約監理課 水道局総務課
76	275	意見	水資源再生セン ターの植樹帯維 持、清掃業務委託 について	<p>入札状況を見てみると、例外はあるものの93%以上の落札率となっており、競争が十分に働いているような印象がなく望ましい状況とは言えない。</p> <p>水道局のように運転のみの委託ではなく、下水道部は施設の維持管理も含めた包括維持管理業務委託を採用しているの、清掃業務委託もその中に含めて発注することは可能であり検討の余地がある。</p>	<p>包括維持管理業務委託は、適正な下水処理を行うための運転維持管理業務であることから、植樹帯維持管理業務や清掃業務については、地場企業育成を踏まえ、専門業者へ別途発注を行う。</p>	措置済	下水道施設課

番号	報告書ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
77	277	意見	総合評価落札方式について	<p>現状においては、総合評価落札方式を試行的に採用しており、適合している工事か否かの判断が定まっていない。総合評価落札方式は、技術資料を提出しなければならないため、業者にとっても負荷がかかり入札を見送っているようにも考えられる。</p> <p>過去の経験や他の自治体の状況も参考にしながら、総合評価落札方式に適した工事か否かの検討を行う必要がある。</p>	<p>一般競争入札の対象工事から現場条件や作業条件等を勘案する中で技術的難易度が高い工事等を抽出し、対象案件の妥当性や落札者決定基準等について大分市総合評価落札方式評価委員会での意見を踏まえ、適切な技術評価項目、評価基準により入札を実施した。なお、平成28年度は21件の入札を行ったところである。</p>	措置済	契約監理課
78	277	意見	設計業務委託について	<p>指名競争入札において、1年間を通じて落札率が94%以下の入札が一件も発生していないことから、一般競争入札の基準となる予定価格の引き下げ等の検討をする余地があると思われる。</p>	<p>建設工事や設計業務委託等に係る一般競争入札については、競争性・透明性の向上を図るため、基準となる予定価格の引き下げなど適用範囲を拡大してきたところであり、今後も県や他の自治体の状況などを総合的に勘案しながら慎重に検討していきたい。</p>	措置済	契約監理課
79	279	意見	マンホール改築工事について	<p>落札率だけ見ると1件を除いて94%程度であり高い割合になっているように思える。</p> <p>落札価格が下がらないのであれば、マンホールの蓋を下水道部が入札で購入することも検討の余地があると思われる。現状は工事の請負業者が各々に大分市指定のマンホールの蓋を購入しているが、下水道部が一括して大量の契約を結ぶことにより単価が下がると考えられるからである。</p>	<p>一括購入することにより資材単価が下がることも見込まれるが、運搬費や積み込み費のほか、資材置き場の整備費や管理費などが新たに発生し経費が増加するとともに、錆などによる劣化も懸念されることから、一括購入することは考えていない。</p>	措置済	下水道施設課
80	280	意見	コスト縮減手法について	<p>現状は採用できる案件が絞られるため積極的に行われている訳ではないが、導入時の問題点や課題を把握したうえで縮減案の検討が実施されている。今後は他の自治体の実績等も踏まえ、適用できる工法に関して新たに設計マニュアルを作成し、下水道部の共通認識として継続的に運用されるよう要望する。</p>	<p>平成28年3月に設計マニュアルを作成し、下水道部の共通認識として継続的な運用を行っている。</p>	措置済	下水道建設課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
81	281	意見	下水道施設課における点検整備業務委託について	今後、施設の増設等で新規の委託業務が発生すると思われるが、品質、経済性の双方の観点から包括委託に含めるか否かの検討をしていたきたい。また、委託の範囲が増加すればするほど、品質を確保するために委託業務のモニタリングを強化しなければならない。	今後、新たな委託業務が発生した際には、内容を精査して包括委託に含めるか否か検討する。 また、委託業務のモニタリングについては、平成27年6月から、現場及び書類の確認項目を定め、職員が確認することとした。	措置済	下水道施設課
82	282	意見	公共ます未設置者の管理	公共ますの未設置者も下水道未接続者として扱われるべきと思われるが、公共ます未設置者の管理は行われていない。 公共ます未設置者に対しても、市は工事を履行する潜在的な義務があるため、公共ます未設置者数も把握する必要がある。また、債務の他に、負担金や使用料を得られる潜在的な債権も存在することになりデータとしては有益と考えられることから管理する必要があると言える。	平成27年度から、過去の公共ます未設置者のリストを作成し、そのうち空地や駐車場、畑等を除く排水設備のある土地の所有者に対し設置依頼を実施しているところである。平成28年度までに、平成19年度以降供用開始分の公共ます未設置者に設置依頼を行ったところであり、今後はそれ以前の分についても順次設置依頼を行うこととする。	措置済	下水道建設課 下水道営業課
83	285	意見	修繕業務のモニタリングについて	受託業者が実施した修繕に対しての現場検証の取扱基準が明確に定められていない。 施設の運転・維持管理は委託しているが、施設や機器等の資産は大分市所有の資産であり、品質が維持されているかを確認するためにも現場確認の一定のルールを定めるべきと考えられる。また、検証結果を書類として残す方が品質管理の観点から望ましい。	平成27年6月から、施設の機能維持に重要な役目を果たす主要機器とその他の機器に仕分けし、そのリストに基づき性能に係るチェックリストを作成し、職員が現場確認を行い、整理することとした。	措置済	下水道施設課
84	285	意見	委託業務の定期的な検証について	委託業務が契約内容にそって適切に行われているか否かという運用評価は、日報や月報等の書類確認やヒアリングによって実施されているが、性能発注のため書類検査が主になっている。委託業務の発注者としては、品質の保持や資産の状態を確認するため定期的な現場検査が必要と思われる。さらには、下水道部と受託業者の双方の技術者が減少傾向にあることを鑑みると、点検項目を定め定期的な検査を実施することは双方にとって有益と考えられる。	平成27年6月から、確認項目を定め、毎月の簡易確認表による書類検査と半年ごとの詳細確認表による書類・現場の検査を職員が行うこととした。	措置済	下水道施設課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
85	286	意見	委託業務の日常的なモニタリング	<p>水質の状況や放水水量等の運転状況は、委託先のみではなく下水道施設課においてもシステム上で確認がなされているが、チェックした証跡が残されておらず運用状況の検証ができなかった。</p> <p>また、データ結果に異常が生じた場合は、担当者が受託業者に連絡を行って対応をするようになっているが、その際の記録も残されていないため、管理簿等の整備を行う必要がある。</p>	<p>平成27年6月から、水資源再生センターの運転状況について、チェックシートを作成し、記録を保存することとした。</p> <p>また、水資源再生センター等の運転状況に異常が生じた場合、受託者からの報告を受け、その対応について情報共有を図るとともに、管理図書に整理することとした。</p>	措置済	下水道施設課
86	286	意見	受託会社の財務内容の検討	<p>包括維持管理業務委託は5年の長期継続契約であるため、受託会社の経営が悪化し運用ができなくなってしまうと下水道の運営に支障が生じてしまう。そのため、定期的に受託会社の財務内容を確認し、業務が継続可能であるかの検討が必要である。</p>	<p>受託会社の財務内容については、2年ごとに提出される競争入札参加資格審査申請時の財務諸表により、平成26年度の契約時及び平成28年度において、確認を行い、業務の継続が可能と判断したところである。</p> <p>また、今後においても同様の確認を行うこととする。</p>	措置済	下水道施設課
87	287	意見	検査のタイミングについて	<p>災害対策ポンプ場維持管理業務委託の検査は、書類での業務完了検査のみが行われているが、本来は委託期間中に現場での検査をすることが必要である。委託の趣旨に鑑みると非常時にポンプが稼働する体制が整っている事を確認することも重要であり、契約期間終了後に検査を実施することに加え中間確認を実施する必要がある。</p> <p>画一的に事後検査のみを行うのではなく、委託内容に応じて検査時期、場所を定めることも必要である。</p>	<p>平成27年度から、受託者より毎月提出される点検報告書の確認に加えて、災害対策ポンプ用発電機の設置時及び出水期の中間に現場確認を行い、その記録を整理することとした。</p>	措置済	下水道施設課

番号	報告書ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
88	288	意見	下水道台帳総合システムについて	<p>下水道台帳総合システムのような業務のコアとなるシステムに関しては、各々の担当課が単独で契約を行うのではなく、責任部署を明確にして対応すべきと思われる。また、責任部署が存在しないということはシステム全体を理解するものがないため、システム変更等が必要な場合、内容が理解できず結果的にベンダー主導の変更が実施される可能性もあり望ましいとは言えない。</p> <p>システム全体を把握でき、内容に詳しい人員が主導的に関わる必要があると考える。</p>	各課のシステム担当者により構成される、既存の下水道部情報システム調整プロジェクトチームにおいて、システム全体を把握し、下水道台帳総合システムの機能拡張等については、必要に応じて部内の調整や課題の検討を行うこととした。	措置済	下水道経営企画課 下水道営業課 下水道建設課 下水道施設課
89	291	指摘事項	公共下水道事業固定資産管理システムの不完全性について	<p>貸借対照表と固定資産一覧表の金額は同じ固定資産管理システムから出力されているにもかかわらず、残高が一致しないということは固定資産管理システム自体の信頼性に問題があると言わざるを得ず、改善の必要がある。</p>	<p>貸借対照表と固定資産一覧表の不一致については、担当課が資産入力した後、その資産にかかる付帯費の追加等の調整を決算時に行った上で貸借対照表を作成しているために生じていた。システムで管理している資産と担当課の資産登録の状況を検証し、保守委託業者と連携しながら、平成27年度にシステムの改修を行った。</p>	措置済	下水道経営企画課
90	292	意見	下水道部の固定資産に係る効率的な業務作業の構築について	<p>年度末以外に発生した管渠の工事について、下水道経営企画課から各課にその都度データを入力するように指示を出して登録させることができれば、年度末に登録する工事の件数を少しでも減らすことができるため、各課の担当者への入力ミスを防止できる効果が期待でき、さらに下水道経営企画課の担当者が時間的余裕をもって検証することができるようになるため、入力ミスを的確に発見できる効果が期待できる。</p>	<p>供用開始した固定資産については、速やかに公共下水道固定資産管理システムにデータを登録するよう各課の担当者への指導を徹底するとともに、複数人によるチェック体制を実施するなど、入力ミスの防止及び検証を的確に行える体制を整えた。</p>	措置済	下水道経営企画課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
91	293	意見	減価償却計算について	<p>年度末に計上された固定資産はすでに年度内には便益を提供しているのであり、たとえ年度末の3月に取得したものであっても、月割計算を行って減価償却費を計上することもできるため、大分市公共下水道事業会計規則第70条第1項を見直して、取得して便益の提供を開始した年度から減価償却を行うよう、見直しの検討が必要である。</p>	<p>固定資産については、地方公営企業法に基づく取扱いにより、決算を迎えた上で人件費等の間接経費が確定し、適正な価格を付することができることから、これまでと同様に翌年度からの減価償却とし、会計規則を見直し月割計算を行っての減価償却は行わないこととする。</p>	措置済	下水道経営企画課
92	294	指摘事項	建設仮勘定について	<p>平成19年度に計上された三佐北2209号線汚水雨水施設工事に係る建設仮勘定43,261,496円が6年超に渡っても何も便益を提供せず、利息だけが発生しているだけの状態が続いており、早急に便益を提供できるように関係部署との調整を急ぐべきである。</p> <p>さらに、当時の根拠資料が残っておらず、計上金額の妥当性について基礎資料と突合する等の手続きが実施できなかった。本勘定に振り替えられる前の仮勘定については、本勘定に振り替えられるまではその計上基礎資料を残しておく必要がある。</p>	<p>当該建設仮勘定については、これまでも関係部署との調整を行う中で、その解消に取り組んできたところであるが、三佐北地区住環境整備事業に併せ、平成27年度から、より積極的に事業を推進し解消に努めている。</p> <p>また、建設仮勘定の基礎資料についてはリストを作成し、保管することとした。</p>	措置済	下水道建設課
93	302	意見	下水道事業における管渠や設備の更新費用	<p>管渠更新費用の総工事費は約1,031億円と計算され、目標使用年数で除すると、単純に年間約15億円必要となる。</p> <p>また、処理場の更新コストは標準耐用年数によった場合には平均すると年間約23億円、目標耐用年数によった場合には年間約14億円と見積もられることになる。</p> <p>このように今後長期間にわたり発生する更新コストは大きな金額となることから、長期計画に基づいて更新のための一定の財源を確保していくことを検討する必要がある。</p>	<p>下水道事業における管渠や設備の更新費用については、施設の長寿命化計画を段階的に策定し、国の社会資本総合整備事業の防災・安全社会資本整備交付金を積極的に活用する中で老朽化対策を実施している。</p> <p>国の支援制度の変更に伴い、公共下水道全体のストックマネジメント計画を策定する中で、今後、長期間にわたり発生する更新費用の確保について、平成29年度中に策定予定の次期中期経営計画に盛り込む形で適切に対応していく。</p>	措置済	下水道施設課 下水道経営企画課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
94	309	意見	未接続者の詳細な把握と具体的な対応	<p>下水道部としては、公共下水道未接続状態の解消が業務の最優先事項となるべきである。下水道部内で必要な情報を共有し、水環境への影響を考慮しながら、地区を特定するなどして、未接続状態の解消に努める必要がある。</p> <p>コスト面で見ても未接続（浄化槽の継続使用）に必ずしも優位性があるわけではないため、未接続者の網羅的な識別を行ったうえで、未接続の解消のために段階的、継続的な対応を定め、粘り強く実施していく必要がある。</p>	<p>平成28年2月より訪問対象者の浄化槽情報を把握し訪問することとした。</p> <p>また、未接続状況等の分析を詳細に行えるよう、平成28年3月に接続依頼マニュアル及び訪問結果の集計方法を見直した。</p>	措置済	下水道営業課 下水道経営企画課
95	314	指摘事項	法定検査の中味の検討	<p>下水道部は浄化槽の検査結果書を閲覧して、法定検査が適切に行われているかの検討を行っていなかった。また、検査結果書の記載内容に不明な点が散見されたが、その確認作業をしていない状態であった。</p> <p>公共用水域等の水質保全の観点から、検査結果書の不明な点については確認する必要があると考える。</p>	<p>平成27年度より検査結果の記載内容に不明な点があった場合には、検査機関である（公財）大分県環境管理協会に確認を行うこととした。</p>	措置済	下水道経営企画課
96	314	指摘事項	法定検査の事後のフォロー	<p>環境管理協会から不適正と判定された浄化槽管理者には、浄化槽担当班が書面を送付している。書面には、浄化槽の改善に関する報告書が同封されており、管理者が改善の状況を郵送またはFAXで返信するよう求めている。</p> <p>しかし、報告書に記載されている内容について、フォローを行っていなかった。このような状態では、改善に関する報告書に虚偽の報告書が記載されたとしても検出されることなく、不適正の状況を放置することにつながるリスクがある。</p>	<p>平成27年度より浄化槽の改善に関する報告書に記載されている内容について、浄化槽保守点検業者への確認および必要に応じて浄化槽管理者を訪問して確認を行うこととした。</p>	措置済	下水道経営企画課
97	315	意見	法定検査の事後のフォロー	<p>今後は、法定検査未受検者に対して適正な措置を講じていくとともに、改善報告書についても、不適正の程度に応じて追跡調査を行うなどのフォローの体制を整備・運用する必要がある。</p>	<p>法定検査未受検者に対して、平成27年度より（公財）大分県環境管理協会と連携して、受検指導に取り組んでいる。また、不適正と判定された浄化槽管理者に対しては、改善報告の内容に応じて次年度の結果報告と突合し、適切な指導を行っている。</p>	措置済	下水道経営企画課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
98	315	指摘事項	訪問件数の評価	<p>浄化槽の適正な維持管理について啓発・指導業務として戸別訪問をすとしてしているが、下水道部においては訪問に係る質疑応答などの記録が残されておらず、浄化槽担当班に問い合わせたところ、訪問件数は管理者の自宅にチラシを投函した数であり、訪問は行っていないかった。チラシ投函後のフォローも行われておらず、また、チラシ投函と法定検査の受検の有無との因果関係についても検証されていなかった。</p>	<p>平成27年度は（公財）大分県環境管理協会と連携して、浄化槽設置費補助金を活用した浄化槽管理者のうち未受検者に対し、戸別訪問を実施した結果、受検率は大幅に向上した。平成28年度は、11人槽以上の浄化槽に対して、戸別訪問を実施している。</p>	措置済	下水道経営企画課
99	315	意見	浄化槽管理者（設置者）への講習義務付け	<p>現在、浄化槽設置届出時に環境管理協会に対して、浄化槽法7条及び11条の規定に基づく検査を依頼することを示す浄化槽法定検査依頼書の提出を義務付けているものの、11条検査の受検率の低さが目立っている。下水道部においても、県、環境管理協会と協力して、受検率を向上させるための取組を進める必要がある。</p>	<p>新規および浄化槽への設置替え管理者に対して実施している維持管理講習会について、平成27年度より、必ず受講していただく旨の通知内容に変更したところ参加者が増加した。平成28年度は、日曜日の開催を増やし、適正な維持管理・法定検査の啓発を実施していくこととした。</p>	措置済	下水道経営企画課
100	318	指摘事項	講習会の対応について	<p>浄化槽維持管理講習会実施報告及び維持管理講習会のメモを閲覧したところ、講習会参加者からの質疑について、後日の調査、回答を失念するなどの不十分な対応が見受けられた。</p>	<p>平成27年度より浄化槽維持管理講習会での参加者からの質疑について、後日の調査・回答を要する場合やその回答結果報告および講習会実施報告作成についての対応を徹底した。</p>	措置済	下水道経営企画課
101	319	意見	講習会の対応について	<p>講習会での質問に対する粗雑な対応は下水道部や維持管理の仕組みの信頼そのものを失うことになりかねない。講習会での丁寧な対応を徹底することが必要である。想定問答集を用意しておくことも有用と考えられる。</p>	<p>平成27年度より想定問答集を作成し、事前に（公財）大分県環境管理協会と打ち合わせを行い、講習会での丁寧な対応に努めることとした。</p>	措置済	下水道経営企画課

番号	報告書ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
102	319	意見	設置業者の選定について	<p>補助金による浄化槽の設置基数を調べたところ、浄化槽工事業者上位3社による設置基数がおよそ半分を占め、上位5社で62.2%を占めている状況であった。</p> <p>少数の業者のみによる取引は、事業費（浄化槽設置代金等）が不当に高くなるリスクも考えられることから、一般的な浄化槽設置代金の目安や、見積合わせを利用者に周知するなど、利用者にとって適切な取引が行われるように工夫することが望ましい。</p>	<p>平成27年度に補助金交付要綱の改正を行い、少数の業者のみによる設置を抑制することとした。また、補助金の問い合わせなどの際に、浄化槽設置工事代金について数社から見積りをとるよう説明することとした。</p>	措置済	下水道経営企画課
103	320	指摘事項	浄化槽台帳と県への報告資料との整合性	<p>外部に公表している浄化槽及びみなし浄化槽設置基数と浄化槽台帳に登録されている数値との整合性を確かめたところ、差が生じていた。報告資料と浄化槽台帳システム上の登録件数の差は、過年度からの違算の累積であった。</p> <p>また、すべての浄化槽についてデータが最新のものとなっているとは言えず、詳細な情報が必要とされるときに利用できない状況であり、利用することによってかえって判断や結論を誤る可能性があると考えられる。</p>	<p>データの精度を高めるために、浄化槽台帳の重複処理や公共下水道へ接続により廃止した浄化槽のデータ入力を行うとともに、平成28年度からは大分市浄化槽事業協同組合（清掃業者）の情報との突合作業を行い、データの整理を行っている。</p>	措置済	下水道経営企画課
104	321	意見	浄化槽台帳と県への報告資料との整合性	<p>現在5人体制となっている浄化槽担当班が、大分市の浄化槽50,000件超の設置・維持管理状況を適時・適切に把握、管理するためには浄化槽台帳システムの完備が絶対条件であると考えられることから、システムを効率的に活用できるための改善策を早急に検討する必要がある。</p>	<p>浄化槽台帳の重複処理や公共下水道へ接続により廃止した浄化槽のデータ入力を行うとともに、維持管理等の適正な指導を行うシステムとして活用するために、平成28年度は、検索機能の追加等のシステム改修を行った。</p>	措置済	下水道経営企画課
105	323	意見	集中浄化槽団地及び戸別浄化槽団地の下水道接続への取組について	<p>集中浄化槽団地については、関係資料の閲覧を通じて網羅的に団地を把握して処理をしていることが確認できたが、戸別浄化槽団地については、いまだ具体的な取組の状況が把握できなかった。</p> <p>下水道部長の仕事宣言では、戸別浄化槽団地についても下水道接続を積極的に進めると示されているため、公約どおりの取組が求められる。</p>	<p>平成27年度2団地、平成28年度2団地において接続事業に着手した。</p> <p>その他の団地については、順次説明会を開催する中で、地区住民等と調整を図りながら整備時期を検討する。</p>	措置済	下水道経営企画課 下水道営業課 下水道建設課 下水道施設課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
106	325	意見	マニュアルの具現化について	<p>下水道部長の仕事宣言では、下水道汚泥の減量化など、最新技術を活用した処理費用等の調査研究を平成25年度も継続した上で、同年度内に方策を決定し、減量化の共同研究によって得られた知見をマニュアル化して発信するとされていたが、平成26年8月の段階では、前述のマニュアルの活用についてはまだ示されていない。</p> <p>汚泥発生量、処理コストの削減に向けての取組として、実験結果を実用化できないか、具体的かつ早期に検討することが望ましい。</p>	<p>汚泥発生量、処理コストの削減に向けた取組として公益財団法人日本下水道新技術機構と共同研究を行った。</p> <p>その後、その結果を踏まえ、平成25年12月に同機構より「酸化剤を用いた余剰汚泥削減技術（標準活性汚泥法）マニュアル」が発刊され、発生汚泥の削減には施設能力に余裕が必要であることが示された。</p> <p>現在、本市では5箇所の処理場が稼働しているが、どの施設においても能力に余裕がなく、汚泥の削減効果が期待できないことから、現時点では、本技術の導入はしないこととした。</p>	措置済	下水道施設課
107	325	意見	汚泥発生量の測定の妥当性に係る検討	<p>現状では汚泥の運搬中に何らかの積込や荷降ろしが発生していたとしても発見できないと考えられる。脱水汚泥の入出量の差異に係る量的基準、センター共通の標準的なチェック項目を設け、実質的なチェックが継続的に運用されるよう改善することが望ましい。</p>	<p>汚泥の運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正な管理を行っている。</p> <p>なお、入出量の管理は各水資源再生センター毎の独自管理を行っていたため、平成27年6月から統一した考え方に基づく管理基準項目を定め、汚泥運搬管理報告書により毎月確認を行うこととした。</p>	措置済	下水道施設課
108	328	意見	補助金の支給状況について	<p>雨水貯留施設設置補助金の補助金額の設定においては、可能な限り受益者である申請者は少ないコストで購入するよう努めるのが望ましいといえる。そのため申請者に価格調査や見積合わせの取得を勧めるなど、購入価格の抑制に取り組むよう改善されたい。</p>	<p>雨水貯留施設の申請者や問合せに対して、価格など数社に問合せよう説明を行っている。また、市ホームページ及び整備計画説明会や市主催イベント等において市民に対し広く周知を行った。</p> <p>また、制度の案内チラシ（簡易版）を作成し、本庁・各支所・公民館に配置した。</p>	措置済	下水道営業課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
109	329	意見	下水道部の仕事宣言の目標と補助金制度について	<p>雨水処理施設設置補助金の過去の補助件数の増加要因は、災害に対する市民の意識によるものである。また、補助件数の増加よりも雨水処理施設の設置が増加することが重要であるから、例えば、雨水処理施設を設けたことによって人命が守られたような事例を収集し市民に伝え、市民が自主的に雨水処理施設を設置するように促す方が望ましい。</p>	<p>平成26年度から、本制度利用者取材し、「利用者の声」として市ホームページの更新を実施している。今後も、利用状況の掲載を継続し、雨水処理施設の有効利用について、広く市民に周知を行っていく。</p>	措置済	下水道営業課
110	332	意見	一般会計により負担される費用について	<p>下水道部で発生するコストのうち、本来企業会計によって負担されるべきであるにもかかわらず、一般会計によって負担されているものが見られる。下水道部で負担すべきコストは公共下水道事業会計で計上し、賄えない部分について、基準外の繰出金で処理することによって、本来の正しい状態を明確にすべきである。</p> <p>そのうえで目標年度までに単年度黒字、基準外繰入金ゼロを達成するには、どのような経営努力を行うかということを考えることがあるべき姿ではないかと考えられる。</p>	<p>公共下水道事業に公営企業会計を導入する際に、庁舎借り上げ料等は下水道使用料の設定に影響するため、政策的な判断のもと財政当局と協議のうえ当分の間、一般会計で負担することとした。現在、中期経営計画に沿って健全化を進めているところであり、その目標でもある単年度収支の黒字化が達成できた後、改めて経費負担について関係各課と協議する。</p>	措置済	下水道経営企画課